

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年8月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年9月13日から同年10月3日まで縦覧に供する。

平成23年9月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 山根東地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 中川原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 三反地地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 道下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 晩田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 鶴田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 柞原町西村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 池田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 宮ノ浦地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大道下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 一の口地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 岸ノ上地区	〃